島田市病院事業管理規程第５号

島田市立総合医療センター施設管理規程をここに制定する。

令和４年３月30日

島田市病院事業管理者　青山　武

島田市立総合医療センター施設管理規程

（目的）

第１条　この規程は、別に定めるもののほか、島田市立総合医療センター（以下「センター」という。）の施設の管理に関し必要な事項を定め、施設内における業務の円滑かつ適正な執行を確保し、併せて施設の保全等を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「施設」とは、センターの建物及びその附帯施設並びにこれらの敷地をいう。

（管理事務）

第３条　施設の管理に関する事務は、事務部長が総括する。

２　施設の管理を適切に行うため、施設管理者を置き、病院総務課長をもって充てる。

３　施設管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

(1) 秩序の維持に関すること。

(2) 建物、設備その他の物件の整備及び点検に関すること。

(3) 盗難及び火災その他災害の防止に関すること。

(4) 前３号に掲げるもののほか、施設の維持管理に関すること。

４　施設管理者が不在のときは、あらかじめ施設管理者が指定する職員がその職務を行うものとする。

（出入口の開閉時刻）

第４条　施設における建物の出入口の開閉時刻は、施設管理者が別に定める。

（許可行為）

第５条　施設において次に掲げる行為をしようとするものは、病院事業の管理者（以下「事業管理者」という。）の許可を受けなければならない。ただし、センターが主催し、又は共催する事業を実施する場合、センターの利用者に対するボランティア活動を行う場合及びセンターの職員により構成する労働組合に対して事業管理者が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

(1) 物品の販売、宣伝、勧誘、署名活動、寄附の募集、アンケート調査その他これらに類する行為をすること。

(2) チラシ、ポスターその他これらに類する物を配布し、又は掲示すること。

(3) 仮設工作物の設置その他施設を一時的に占用する行為をすること。

(4) 集会等を行うこと。

(5) 旗、のぼり、幕、立札、看板、プラカードその他これらに類する物又は拡声器等を所持し、又は使用すること。

(6) 立入りを禁止した区域に立ち入ること。

(7) 施設を利用する目的以外の目的で駐車し、又は駐輪すること。

(8) 指定された場所以外の場所に駐車し、又は駐輪すること。

2　事業管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に掲げる暴力団その他集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、事業管理者が前項の許可をすることが適当でないと認めるとき。

3　第１項の規定により許可を受けようとするものは、許可申請書（様式第１号）を事業管理者に提出しなければならない。

4　事業管理者は、前項の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、使用許可書（様式第２号）を交付する。

5　事業管理者は、第１項の許可をするに当たり、必要と認めるときは、条件を付し、又は必要な指示をすることができる。

6　事業管理者は、前項の条件又は指示に違反するものがあるときは、その者に違反事項の是正を命じ、条件若しくは指示を変更し、又は許可を取り消すことができる。

（禁止行為）

第６条　何人も、施設において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) けん騒にわたり、集団的に威力を示し、人、車両等の通行を妨害し、その他施設における秩序を乱すこと。

(2) 建物、設備又は備品を汚損し、又は損傷するおそれのある行為をすること。

(3) 施設管理者が特に認めた場所以外の場所において火気を使用すること。

(4) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物件を持ち込むこと。

(5) 施設の静穏を害し、施設の利用者の迷惑となる行為を行うこと。

(6) 職員又は患者に面会を強要すること。

(7) 金銭、物品等の寄附を強要し、又は押売りをすること。

(8) 前各号に掲げるもののほか、施設の適正な使用又は業務の円滑な執行の妨げとなると認められる行為をすること。

（立入制限等）

第７条　施設管理者は、多数の者が施設に立ち入ろうとする場合において必要と認めるときは、立ち入ることのできる人数、時間、場所等の制限その他必要な措置を講ずることができる。

（違反者の措置）

第８条　施設管理者は、第５条第１項の許可を受けないで同項各号に掲げる行為をするもの並びに前２条の規定に違反したもの及び違反するおそれのあるものに対し、施設に立ち入ることを制限し、若しくは禁止し、又は必要に応じて退去を命ずることができる。この場合において、命令に応じないときは、施設管理者は、必要な措置を講ずることができる。

（遺失物の届出）

第９条　施設において遺失物を拾得した者は、直ちに、当該遺失物を施設管理者に届けなければならない。

（被害の報告）

第10条　施設管理者は、施設に盗難、物件の損害等の被害があったときは、直ちに、事業管理者に報告しなければならない。

（その他）

第11条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、事業管理者が別に定める。

附　則

この規程は、公表の日から施行する。